

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 8月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第28号

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則（平成17年佐賀県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(特例対象者)</p> <p>第5条 条例第2条第4号の規則で定める要件は、佐賀県企業立地促進特区の指定期間内に県又は市町と立地に係る協定（市町との協定については、県の立会いの下に締結されたものに限る。）を締結し、その後2年（2年以内に操業を開始できない合理的な理由がある場合は、知事が別に定める期間）以内に操業を開始した者で、対象施設における操業が10年以上継続することが見込まれ、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとする。この場合において、当該者が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第1項に規定する地域経済牽引事業を行おうとする者であるときは、同条第4項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けていなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>ビジネス支援サービス業 対象施設に係る投資額（償却資産の賃借に要する経費を含む。次号及び第5号において同じ。）が3,000万円以上であり、かつ、新規地元雇用者が5人以上であること。</u></p> <p>(4) <u>コンタクトセンターを運営する事業 対象施設に係る投資額が3,000万円以上であり、かつ、新規地元雇用者が20人以上であ</u></p>	<p>(特例対象者)</p> <p>第5条 条例第2条第4号の規則で定める要件は、佐賀県企業立地促進特区の指定期間内に県又は市町と立地に係る協定（市町との協定については、県の立会いの下に締結されたものに限る。）を締結し、その後2年（2年以内に操業を開始できない合理的な理由がある場合は、知事が別に定める期間）以内に操業を開始した者で、対象施設における操業が10年以上継続することが見込まれ、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものとする。この場合において、当該者が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第13条第1項に規定する地域経済牽引事業を行おうとする者であるときは、同条第4項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けていなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>ビジネス支援サービス業 新規地元雇用者が5人（インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業にあっては、3人）以上であること。</u></p> <p>(4) <u>コンタクトセンターを運営する事業 新規地元雇用者が20人以上であること。</u></p>

改正前	改正後
<p>ること。</p> <p>(5) バックオフィスを運営する事業 <u>対象施設に係る投資額が3,000万円以上であり、かつ、新規地元雇用者が10人以上である</u>こと。</p>	<p>(5) バックオフィスを運営する事業 新規地元雇用者が10人以上であること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。